

第 年度 (年 月 日から) 部門別損益計算書

(厚生農業協同組合連合会名)

(単位：千円)

科	目	(施設名称)	(施設名称)	(施設名称)	(施設名称)	合計
1	事業収益					
(1)	医療収益					
	入院診療収益	×××	×××	×××	×××	×××
	室料差額収益	×××	×××	×××	×××	×××
	外来診療収益	×××	×××	×××	×××	×××
	保健予防活動収益	×××	×××	×××	×××	×××
	受託検査・施設利用収益	×××	×××	×××	×××	×××
	その他の医療収益	×××	×××	×××	×××	×××
	合計	×××	×××	×××	×××	×××
	保険査定減	△××	△××	△××	△××	△××
(2)	保健資材収益	×××	×××	×××	×××	×××
(3)	訪問看護収益	×××	×××	×××	×××	×××
(4)	施設運営収益	×××	×××	×××	×××	×××
(5)	老人福祉事業収益	×××	×××	×××	×××	×××
(6)	その他の事業収益	×××	×××	×××	×××	×××
2	事業費用					
(1)	医療費用					
	材料費	×××	×××	×××	×××	×××
	医薬品費	×××	×××	×××	×××	×××
	診療材料費	×××	×××	×××	×××	×××

	医薬消耗器具備品費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	給食用材料費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	検査委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	給食委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	療具委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	医事委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	清掃委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	保守委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	その他の委託費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	保健予防活動費用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(2)	保健資材費用												
(3)	訪問看護費用												
(4)	施設運営費用												
(5)	老人福祉事業費用												
(6)	給与費												
	給料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	賞与	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	賞与引当金繰入額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	退職給付費用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	役員退職慰労引当金繰入額												
(7)	法定福利費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	設備関係費												
	減価償却費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	器械賃借料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

	地代家賃	×	×	×	×	×	×	×	×
	修繕費	×	×	×	×	×	×	×	×
	器械保守料	×	×	×	×	×	×	×	×
	器械設備保険料	×	×	×	×	×	×	×	×
	車両関係費	×	×	×	×	×	×	×	×
(8)	研究研修費			×	×	×	×		
	研究費	×	×	×	×	×	×		
	研修費	×	×	×	×	×	×		
(9)	業務費			×	×	×	×		
	福利厚生費	×	×	×	×	×	×		
	旅費交通費	×	×	×	×	×	×		
	職員被服費	×	×	×	×	×	×		
	通信運搬費	×	×	×	×	×	×		
	広告宣伝費	×	×	×	×	×	×		
	消耗品費	×	×	×	×	×	×		
	消耗器具備品費	×	×	×	×	×	×		
	会議費	×	×	×	×	×	×		
	水道光熱費	×	×	×	×	×	×		
	賃借料	×	×	×	×	×	×		
	保険料	×	×	×	×	×	×		
	交際費	×	×	×	×	×	×		
	諸会費	×	×	×	×	×	×		
	租税公課	×	×	×	×	×	×		
	貸倒損失	×	×	×	×	×	×		
	貸倒引当金繰入額	×	×	×	×	×	×		
	雑費	×	×	×	×	×	×		
(10)	その他の事業費用			×	×	×	×		

(記載上の注意)

- 1 その行う事業が一の事業の区分のみに該当する連合会にあっては、作成を要しない。
- 2 本部費を独立して会計している場合には、事業の区分として「本部」等を設けることは妨げない。この場合にあっては、注意書きの1及び2を削除すること。
- 3 法令等に基づき、又は連合会の部門別損益の状況を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載しても差し支えない。
なお、総括科目に一括して記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。